

川俣スカイランド運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備した川俣水みらいセンター（以下「センター」という。）内の川俣スカイランド（以下「スカイランド」という。）を広く府民の利用に供するに当たり、これの円滑な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(区域及び設置する施設)

第2条 スカイランド内に設置する施設の名称は次のとおりとし、スカイランドの区域は別図のとおりとする。

- (1) エントランス広場
- (2) 多目的広場
- (3) センター広場
- (4) 幼児広場
- (5) 緑の広場
- (6) 水辺の広場
- (7) 芝生広場
- (8) 多目的グラウンド

(利用の期日及び時間)

第3条 スカイランドの利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

- (1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。
- (2) スカイランドの休日（以下「閉園日」という。）は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）および12月29日から翌年1月3日までとする。
- (3) 利用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、多目的グラウンドの利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。前段の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用申込)

第4条 第2条(2)(5)(7)(8)の施設を団体等（10名以上が集合して利用する場合をいう。以下同じ。）で利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）により所長に利用の申込を行い、利用受付確認書（様式第2号）（以下「確認書」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による施設を利用しようとする者の当該施設の利用時間は、第2条(2)(5)(7)の施設については、午前8時30分、又は午後0時30分からの1回4時間とし、(8)の施設については、午前8時30分、午前10時30分、午後0時30分、午後2時30分からの1回2時間を限度とする。ただし、(8)の施設で次条第3号の範囲内における周辺地元住民の使用については、この限りでない。
- 3 第1項に定める利用申込書の受付は、利用予定日の1か月前(当日がスカイランドの閉園日(毎週火曜日(その日が祝日であるときはその翌日)、及び12月29日から1月3日。以下同じ。))の場合は、その翌日)からとする。
- 4 第1項に定める利用申込書の受付及び確認書の交付場所は、川俣スカイランド管理棟とする。受付は先着順とし、受付時間は閉園日を除く午前8時から午後5時の間とする。
- 5 確認書の交付を受けた者は、当該施設を利用する前に確認書を係員に提示しなければならない。
- 6 所長は、確認書の交付に当たり、利用に係る条件を付す場合がある。

(多目的グラウンドの利用)

第5条 多目的グラウンドの利用は次のとおりとする。

- (1) 平日の全日及び祝日(土曜日又は日曜日が祝日と重なるときは、土曜日又は日曜日とする。以下この条において同じ。)の午前は、多目的広場として一般の者の利用に供する。
- (2) 第1週、第3週、第5週の土曜日及び日曜日の全日は、運動広場として一般の者の利用に供する。
- (3) 第2週、第4週の土曜日及び日曜日の全日並びに祝日の午後は、運動広場としてセンター周辺地元住民の利用に供する。

(受付の取消)

第6条 所長は、確認書の交付を受けた者が、この要綱、確認書に記載する内容若しくは利用に当たり付された条件に違反したとき、又は違反したことがある場合、その他所長が適当でないとする場合は、確認書の交付を取り消すことができる。

(利用料)

第7条 スカイランドの利用料は徴収しない。

(利用の制限等)

第8条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、又は工事その他の理由によりスカイランドの利用に支障があると認めるときは、利用者に対し、その利用を制限し、又は禁止することができる。

- 2 所長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 建物、工作物、設備、植栽等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為をしようとする者
- (2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、又は掲示しようとする者
- (3) 承認を得ないで、施設若しくは附属設備を損傷するおそれのある、又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある仮設工作物等を設置し、又は設置しようとする者
- (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、又は行為をしようとする者
- (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、又は行為をしようとする者
- (7) スカイランドに犬、その他の動物を持ち込みし、又は持ち込もうとする者、ただし、介助犬・盲導犬等については除く
- (8) 立入禁止区域に進入し、又は進入しようとする者
- (9) 指定された以外の場所に、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、スケートボード等、その他の人の力によらずに運転する車両を乗り入れ、又は乗り入れようとする者（電動車椅子、及び多目的グラウンド内での利用に限ったキックバイク等を除く）
- (10) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール（多目的グラウンドを除く。）ゴルフ、サッカー、その他ボールを蹴る行為で、第三者に危害を及ぼすおそれのある行為をし、又はしようとする者
- (11) 無人航空機（いわゆるドローン等）を飛行させ、又は飛行させようとする者
- (12) 営利を目的として、会費、指導料等の料金を徴収し、又は徴収しようとする者
- (13) 不当な差別的言動を行い、又は行おうとする者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、スカイランド本来の利用を著しく妨げる行為をし、又は行為をしようとする者
- (15) 管理上必要な指示に従わない者
- (16) その他管理上支障があると認められる者

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、竜巻注意情報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、スカイランドを閉園し、利用の中止、退去、又は物件の撤去を命ずることができる。

（確認書の譲渡禁止）

第9条 確認書の交付を受けた者は、確認書を他に譲渡してはならない。

（損害賠償）

第10条 利用者は、第8条第2項に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用者の責務）

第11条 スカイランド（駐車場及び駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故又は傷害については、利用者がその責任を負うものとする。

2 利用者は、スカイランドを常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用に努めなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、スカイランドの管理運営に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱の一部改正は、令和 8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行日において、現に従前の「川俣スカイランド運営要綱」（平成27年4月1日施行）により確認書の交付を受けているものは、この要綱により確認書の交付を受けたものとみなす。

（参考）改正沿革

- ・ 制定 平成27年4月1日施行
- ・ 改正 令和元年7月1日施行
- ・ 改正 令和4年2月1日施行
- ・ 改正 令和8年4月1日施行（本改正）



多目的グラウンド

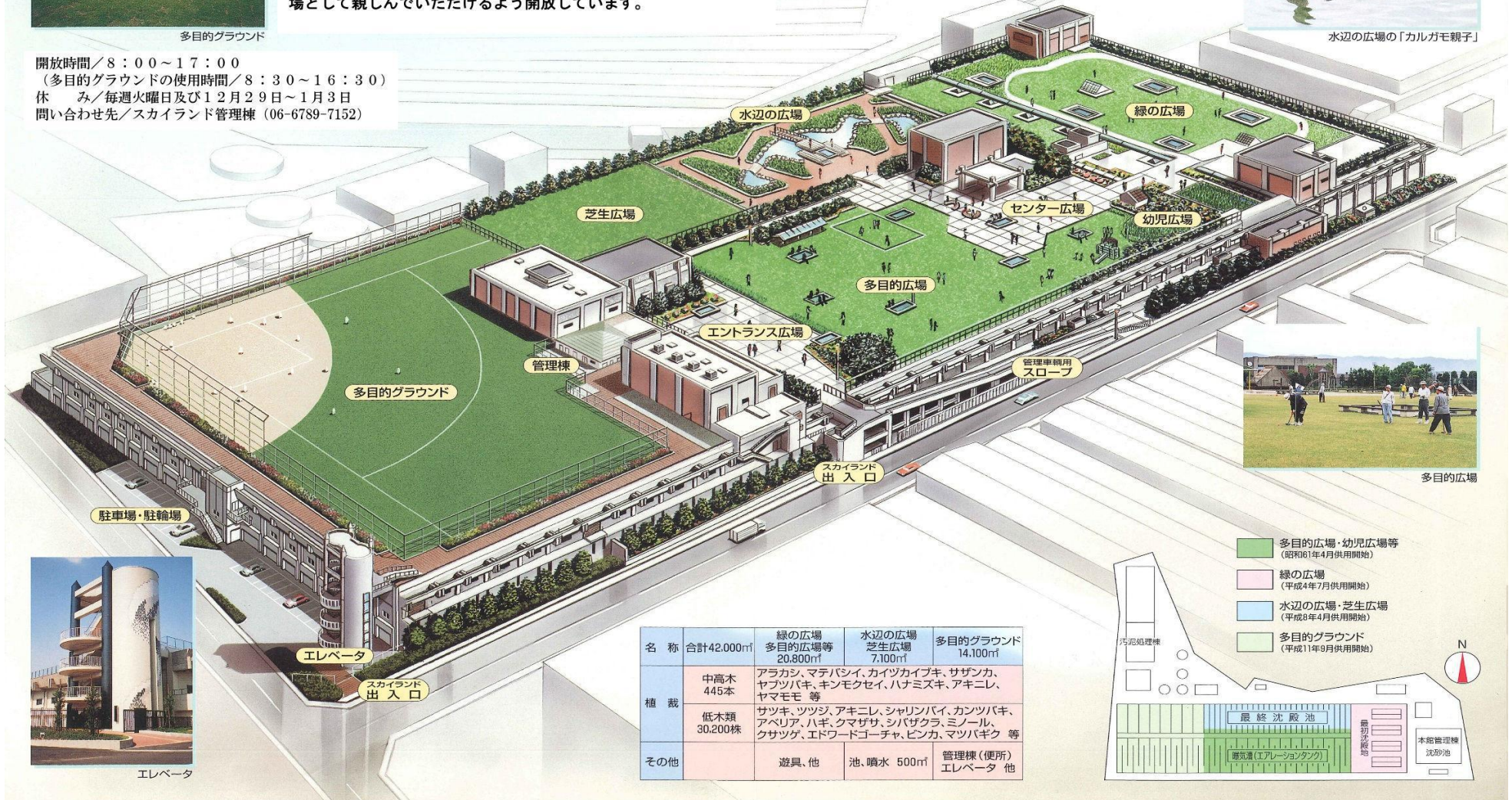
川俣スカイランド

水処理施設の屋上を緑のある広場として府民の皆さんのふれあいの場として親しんでいただけるよう開放しています。

開放時間／8：00～17：00
 (多目的グラウンドの使用時間／8：30～16：30)
 休 み／毎週火曜日及び12月29日～1月3日
 問い合わせ先／スカイランド管理棟 (06-6789-7152)

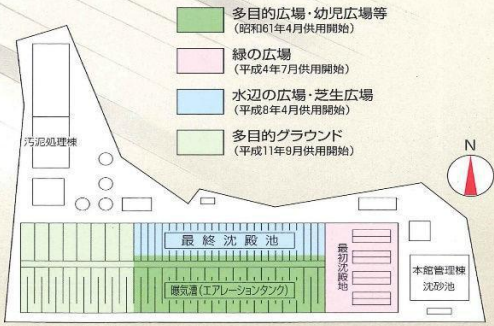


水辺の広場の「カルガモ親子」



エレベータ

名 称	合計42,000㎡	緑の広場 多目的広場等 20,800㎡	水辺の広場 芝生広場 7,100㎡	多目的グラウンド 14,100㎡
植 栽	中高木 445本 低木類 30,200株	アラカシ、マテバシイ、カイツカイブキ、サザンカ、ヤブツバキ、キンモクセイ、ハナミスギ、アキニレ、ヤマモモ 等	アラクシ、マテバシイ、カイツカイブキ、サザンカ、ヤブツバキ、キンモクセイ、ハナミスギ、アキニレ、ヤマモモ 等	アラクシ、マテバシイ、カイツカイブキ、サザンカ、ヤブツバキ、キンモクセイ、ハナミスギ、アキニレ、ヤマモモ 等
その他		遊具、他	池、噴水 500㎡	管理棟(便所) エレベータ 他



(様式第1号)

受付印

川俣スカイランド利用申込書

大阪府東部流域下水道事務所長 様

※申込者は、利用申込書及び利用受付確認書の太枠内の必要事項を記入してください。

		年 月 日	
		No.	
申込者	団体名	氏名	
	住所		
	電話番号		
使用日時	年 月 日() 時 分～ 時 分		
使用目的	のため	使用人数	人
使用施設	・多目的広場 (A・B・C・D) ・多目的グラウンド ・緑の広場 ・芝生広場 ・その他の施設 ()		
備考		取消	年 月 日 () (受:)

印

(様式第2号)

川俣スカイランド利用受付確認書

運営要綱等を順守することを条件に利用を受け付けます。

年 月 日

大阪府東部流域下水道事務所長

		No.	
申込者	団体名	氏名	
使用日時	年 月 日() 時 分～ 時 分		
使用目的	のため	使用人数	人
使用施設	・多目的広場 (A・B・C・D) ・多目的グラウンド ・緑の広場 ・芝生広場 ・その他の施設 ()		

- ※1 施設を利用する際は、必ず本受付確認書を携帯してください。
- ※2 特別警報・暴風警報・大雨警報・竜巻注意情報・その他利用者の安全を確保できないと判断された場合は、指示に従い退去してください。
- ※3 落雷・光化学スモッグ等については、利用者の自己責任において対応し、又は退去してください。
- ※4 キャンセルする場合は、必ず下記（お問合せ先）まで連絡してください。
- ※5 ボールを蹴る行為は禁止です。違反した場合は、今後のご利用ができなくなります。

(お問合せ先)

川俣スカイランド管理棟（東大阪市川俣二丁目1番1号 川俣水みらいセンター内スカイランド）

TEL 06-6789-7152 (午前 8 時～午後 5 時)

- ・ 申込者の情報は、「大阪府個人情報保護条例」等に基づき、川俣スカイランド利用申込の目的以外には利用しません。